

# 漁港漁場整備法の改正に伴う 大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正(案)について

別紙2

## 規則の概要

大分県自然海浜保全地区条例（昭和55年大分県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの

### 【県内の地区指定状況】

- ①富来浦自然海浜保全地区（国東市国東町、潮干狩り場、S57.8月指定）
- ②中越自然海浜保全地区（佐伯市鶴見町、海水浴場、S57.8月指定）

## 改正の理由

### 現行の取扱い

- ・自然海浜保全地区内において、条例第6条第1項に規定される行為（工作物の新築等）を行う場合は届出等が必要
- ・条例第6条第4項の規定により、漁港漁場整備法第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可及び同条第4項の協議があった場合は届出等不要

漁港の活用促進を目的とした「漁港漁場整備法（以下「法」という。）の一部改正（R6.4.1施行）

（主な内容）

- ・新たに「漁港施設等活用事業制度」創設
- ・長期安定的な活用のための漁港管理者（自治体）による計画認定の手続きが追加
- ・当該認定計画に従ってする漁港施設の形質変更等の行為については、漁港管理者の許可が不要とされた。

（法第37条第1項ただし書及び法第39条第1項ただし書の追加）

法の一部改正に伴い、  
法第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可が不要とされる場合についても、  
条例第6条第1項の届出等の手続も不要としたい。

## 主な規則改正の内容

### （規則第6条関係）

- （1）法令に基づく許可等で、条例第6条第1項の届出又は同条第3項の通知があったものとみなす場合として追加  
「大分県漁港管理条例第4条第1項の規定による承認及び同条例第10条第1項の規定による許可」
- ・漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域における工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さく
  - ・甲種漁港施設に定着する工作物の設置（改築及び増築を含む）

（追加理由）

知事の許可・承認を要する行為のため。

### （規則第7条関係）

- （2）自然海浜保全地区内における行為で、条例第6条第1項から第3項までの届出等を要しないものとして追加  
「漁港及び漁場の整備等に関する法律第17条、第18条又は第19条の規定による特定漁港漁場整備事業計画又は同法第44条第1項の規定による認定計画に従ってする行為」

（追加理由）

県を含む関係者等から意見聴取又は協議し、作成した計画に基づき、  
行為を行うため。

## 施行日

公布の日

参考：【漁港漁場整備法の改正の趣旨】（R6.4.1施行）

- （1）法の目的に「漁港の活用促進」の追加
- （2）法律名の変更  
「漁港漁場整備法」→「漁港及び漁場の整備等に関する法律」
- （3）漁港施設等活用事業の創設